

掛川市告示第35号

中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約を次のように変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により告示する。

平成25年3月26日

掛川市長 松 井 三 郎

中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する規約

中東遠地域5消防本部消防通信指令事務協議会規約（平成23年掛川市告示第144号）の一部を次のように変更する。

第4条中「（御前崎市が消防事務を受託している牧之原市の合併前の旧相良町の地域を含む。）」を削る。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。